

漁業経営維持安定資金の円滑な融通のためのガイドライン

制定 平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知

改正 平成23年5月2日付け23水漁第321号

平成23年10月7日付け23水漁第1283号

平成28年3月31日付け27水漁第1922号

平成29年3月27日付け28水漁第1659号

平成30年3月28日付け29水漁第1438号

平成31年3月19日付け30水漁第1465号

令和2年3月31日付け元水漁第1344号

令和3年4月1日付け2水漁第1560号

令和4年3月30日付け3水漁第1974号

令和5年3月31日付け4水漁第1759号

令和6年3月28日付け5水漁第1591号

令和7年4月1日付け6水漁第1903号

令和8年4月1日付け7水漁第1826号

第1 ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、民間資金を原資として都道府県が利子補給措置を講じる、都道府県知事の認定を受けた漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）に従い漁業経営の再建を図ろうとする中小漁業者に対して、緊急に必要な固定化債務の整理等に必要な資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）について、都道府県の自主的な判断の下での漁業経営維持安定資金制度の適正かつ円滑な運営のために、また、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図る観点から、貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにするものである。

第2 貸付条件等について

漁業経営が困難となっている中小漁業者の自主性と創意工夫を活かした経営再建が着実に行われることを目指して、漁業経営維持安定資金の貸付条件は以下を基準とする。

1 借受資格者

漁業経営維持安定資金を借り入れることができる者は、漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの、漁業を営む漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号又は第4号の事業を行う漁業協同組合を除く。）又は漁業生産組合（以下「中小漁業者」という。）のうち次の（1）又は（2）の要件に該当するものであって、第3に規定する再建計画につき都道府県知事の認定を受けた者とする。ただし、過去1年以内に漁業関係法令違反に係る刑に処せられた者又は行政処分（漁業法（昭和24年法律第267号）第28条の規定による処分を除く。）を受けた者を除く。なお、漁業関係法令とは漁業法、水産資源保護法（昭和26年法律第313

号)、臘虎膾膈獸獵獲取締法(明治45年法律第21号)、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)、内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

- (1) 漁家経営(原則として使用する漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小型定置網漁業を主として営む個人をいう。)にあっては、3に掲げる債務を有し、漁業経営維持安定資金の融通によってその整理を行うことが必要であると認められる者
- (2) 企業経営(漁家経営以外の中小漁業者をいう。)にあっては、直近の事業年度を含め原則として3か年(漁業経営の急激な悪化に伴い、直近の事業年度の漁業収支が損失であり、かつ、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であって、その再建を図るためにはその債務を緊急に整理することが特に必要と認められるものにあつては2か年)の漁業収支が通算して損失となっている者若しくは直近の事業年度の末日(再建計画を作成するため特定の日に仮決算したときはその日)現在において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.1以上である者(ただし、主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者又は水産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者(以下「東日本大震災被害漁業者」という。)にあっては、現事業年度において、水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であつて、その再建を図るためには、その債務を整理することが必要と認められる者)

2 融資機関

融資機関は、水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合、同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫並びに信用協同組合とする。

3 整理対象債務

- (1) 漁業経営維持安定資金により整理することができる債務(以下「整理対象債務」という。)は次に掲げるものとする。
 - ア 返済期到来後未返済となっている債務
 - イ 返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務
 - ウ その他の債務で、次に掲げるもの
 - (ア) 賃金、退職金の未払債務
 - (イ) 金融機関以外の者からの借入金
 - (ウ) 漁業(漁業関連事業を含む。)に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であつて、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産

等により履行を必要とされているもの

- (エ) 都道府県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金
- (オ) その他都道府県知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務
- (2) 東日本大震災被害漁業者にあつては、(1)の規定にかかわらず、次に掲げる債務を整理対象債務とすることができる。
 - ア 返済期未到来の借入金
 - イ 事業未払金
- (3) 個々の債務ごとに、(1)及び(2)に掲げる債務に該当するかどうかを判定することに代えて、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額の範囲内の額に相当する債務を整理対象債務とすることができる。ただし、(1)のウの(ウ)に掲げる連帯債務又は保証債務については、個別に判定する。
- (4) 国の制度資金(政府関係金融機関の融資金、国の利子補給又は利子補給補助に係る融資金及び国からのガイドラインに沿って各都道府県が行う融資金をいう。)については、(1)のア又は(2)に該当する場合を除き、整理対象債務の対象としない。
- (5) 整理対象債務は、原則として漁業に関する債務とするが、冷凍冷蔵、水産物加工等の漁業関連事業の債務、漁家の生活に係る債務については、これらの債務を併せて整理しなければ対象漁業者の漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるときは、整理対象債務とすることができる。
- (6) (1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、中小漁業経営支援協議会について(平成19年3月30日付け18水管第4222号水産庁長官通知)第3の2の(1)及び中小漁業経営支援協議会について(平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知)第3の2の(1)に規定する中小漁業支援協議会の指導を受けて策定した再建計画に基づくものであつて、当該漁業者が再建計画認定後も継続的に当該中小漁業経営支援協議会の経営指導を受ける場合に限り、次の算式により算出される額を上限として(1)に掲げる債務(東日本大震災被害漁業者にあつては、(1)及び(2)に掲げる債務)以外の債務を漁業経営維持安定資金により整理することができる。

$$A \times (x + y - x' - y') \div (x' + y' + 1)$$

A 当該漁業者の有する整理対象債務の額、x 償還期限の年数(据置期間を含み、整理対象債務のみを借り換えた場合に策定可能な再建計画の最短償還期限年数をいう。)、y 据置期間の年数、x' 変更後の償還期限の年数、y' 変更後の据置期間の年数

4 貸付限度額

- (1) 1漁業者に対する漁業経営維持安定資金の貸付限度額は、次に掲げる漁業者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ア	漁船漁業を主として営む者	
	使用する漁船の合計総トン数が 30トン未満のもの	40,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が 30トン以上 50トン未満のもの	70,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が 50トン以上100トン未満のもの	120,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの	150,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの	240,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの	400,000千円

イ 養殖業を主として営む者 40,000千円

ウ	定置漁業を主として営む者	
	大型定置漁業(定置漁業権の免許対象となっているもの)を主として営む者	80,000千円
	小型定置漁業を主として営む者	40,000千円

(2) 東日本大震災被害漁業者にあつては、(1)の規定にかかわらず、1漁業者に対する漁業経営維持安定資金の貸付限度額は、次に掲げる漁業者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ア	漁船漁業を主として営む者	
	使用する漁船の合計総トン数が50トン未満のもの	70,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トン未満のもの	120,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの	150,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの	240,000千円
	使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの	400,000千円

イ 養殖業を主として営む者 80,000千円

ウ	定置漁業を主として営む者	
	大型定置漁業(定置漁業権の免許対象となっているもの)を主として営む者	130,000千円
	小型定置漁業を主として営む者	100,000千円

エ 漁船を使用しない漁業者 70,000千円

(3) 漁業経営の再建を図るためには(1)及び(2)の限度額を超えた額の漁業経営維持安定資金の融通が特に必要であり、かつ、その者の漁業経営の状況からみてその償還が可能であると見込まれる場合において、都道府県知事が特に認めたときは、その認めた額を限度額とする。

5 償還期限及び据置期間

償還期限は10年以内(当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図る

ためには10年を超える償還期限が特に必要と認められる場合にあつては15年以内)とする。また、据置期間は3年以内で償還期限に含まれるものとし、償還方法は、原則として元本均等償還とする。

ただし、東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令(平成23年政令第136号)第4条に規定する者であつて、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、令和9年3月31日までの間、償還期限及び据置期間をそれぞれ13年以内(当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るためには13年を超える償還期限が特に必要と認められる場合にあつては18年以内)及び6年以内とする。

6 漁業経営維持安定資金の貸付利率及び基準金利に関する事項

漁業経営維持安定資金の貸付利率は、以西底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第2号に掲げる漁業をいう。)又はかつお・まぐろ漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)のうち総トン数20トン以上120トン未満の動力漁船によるものをいう。)を主として営む中小漁業者に貸し付ける場合は年6.5%以内、その他の中小漁業者に貸し付ける場合は年5%以内とし、実質金利については、別途通知する。

第3 再建計画について

- 1 漁業経営維持安定資金の融通を受けようとする者は、再建計画を作成し、当該中小漁業者が構成員となっている漁業協同組合の意見書を添付して、その住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。当該認定に係る再建計画を変更しようとするときも同様とする。
- 2 再建計画には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 漁業経営の状況
 - (2) 資産及び負債の状況
 - (3) 収入及び支出の状況
 - (4) 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要
 - (5) (4)の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項
- 3 都道府県知事は、1の認定の申請があつた場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであり、申請者が再建計画を達成する見込が確実であると認めるときは、認定をする。
- 4 都道府県知事は、1の認定を受けた者が当該認定に係る再建計画(1の規定により当該再建計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の再建計画)に従つてその漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 5 再建計画の様式については、別記様式例第1号及び第2号を参考にされたい。

ただし、東日本大震災被害漁業者にあつては、別記様式例第5号及び第6号を参考にされたい。

第4 利子補給の措置等について

1 利子補給契約の締結等

融資機関等との利子補給契約の締結等に当たっては、別紙例示1及び別紙例示2に掲げる利子補給規程例及び利子補給契約書例を参考としつつ以下に留意されたい。

- (1) 漁業経営維持安定資金に係る利子補給補助事業を行おうとする場合には、あらかじめ本資金の融通に必要な事項を定めた実施要綱や、利子補給規程等を定めること。
- (2) 都道府県が当該規程等に基づき融資機関との契約を締結するときは、それぞれの実情に応じた内容の契約を締結すること。

2 利子補給率

- (1) 融資機関に対する利子補給率については、漁業経営維持安定資金が中小漁業者に円滑に融通されるよう、(2)により国が通知する基準金利を参考として適正な水準を設定する必要がある。
- (2) 基準金利については、水産庁が、毎月、第2の6の貸付利率の見直しに合わせて見直し、都道府県に対して通知するので、その具体的な水準の設定の参考にされたい。

第5 その他

- 1 借入手続については、別紙例示3を参考にして行われたい。
- 2 保証保険のてん補率の特例

漁業経営維持安定資金の貸付けについて、漁業信用基金協会が債務保証を行い、その保証債務について、独立行政法人農林漁業信用基金が保険する場合の保険割合(てん補率)の特例については、第2の貸付条件等に則して貸付される場合について適用されるものである。

第6 モニタリングの実施について

- 1 水産庁は、税源移譲後における都道府県の漁業経営維持安定資金に係る利子補給事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。
- 2 水産庁は、漁業経営維持安定資金を貸し付ける融資機関に対し、都道府県の利子補給の実施状況に関する意見等を求めるものとする。
- 3 水産庁は、1及び2により求めた資料を元に、都道府県及び融資機関との漁業経営維持安定資金制度の運営についての意見交換及び必要に応じ都道府県に対して中小漁業者の資金需要に的確に応じた事業の実施のための要請を行うものとする。
- 4 モニタリングの具体的な実施方法は、別途定めて通知するものとする。

第7 東日本大震災被害漁業者に係る印紙税法の特例

融資機関が東日本大震災被害漁業者に対して行う漁業経営維持安定資金の貸付け（当該融資機関が行う他の漁業経営維持安定資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う漁業経営維持安定資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和13年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）

附 則

この通知は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この通知は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。

別記
様式例第1号

漁業経営再建計画認定申請書（漁家経営用）（例）

年 月 日

都道府県知事殿

住所
氏名

〇〇県（都道府）漁業経営維持安定資金実施要領第〇条の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

記

表1 漁業経営の状況

漁業施設		主な漁業種類
漁船等	規模	
丸	トン	

表2 資産及び負債の状況

（ 年 月 日現在）

資産計（A） うち現預金 漁船		負債	うち債務整理必要額
		長期借入金 ……	
差引純財産（A－B）		計（B）	

添付資料

整理対象債務の明細（ 年 月 日現在）

科 目	借 入 先 (相手方)	債務の原因	当初借入日 (発生日)	償還期限 (支払期限)	利 率	当初借入額 (発生額)	現在残高	うち債務整理必要額	
								支 払 期 日	金 額
								合 計	

- (注) 1 本様式は使用漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業、小型定置漁業を主として営む中小漁業者のうち個人が用いる様式である。
- 2 金額の単位は千円とする。
- 3 表2 ① 負債欄は、長期借入金、短期借入金、買掛金等勘定科目ごとに記入する。
② 債務整理必要額の合計は、添付資料の債務整理必要額の合計と一致する。
- 4 表3 ① 漁業支出については、減価償却費以外は必要に応じて燃油費等を記入する。
② 実績は52年度以降直近の年度までを記入し、次期以降の計画は平年度ベースで記入してもよい。
- 5 表4 漁業収支等について問題点、改善措置、期待できる効果等についてできるだけ具体的に記入する。
- 6 表5 ① 償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金についても記入する。
② 償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
③ 償還財源を漁業収入から天引する者は、それに応じた様式にしてもよい。
- 7 添付資料 ① 整理対象債務ごとに長期借入金、短期借入金、買掛金等勘定科目別に記入し、小計する。
② 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。
- 8 その他必要に応じて今後の設備計画（処分、新規、投資）等を添付する。

様式例第2号

漁業経営再建計画認定申請書（企業経営用）（例）

年 月 日

都道府県知事殿

住 所
氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

〇〇県（都道府）漁業経営維持安定資金実施要領第〇条の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

（注）本様式は漁家経営以外の中小漁業者が用いる様式である。

記

表1 漁業経営の状況

営業種目	
従業者数（通常）	漁業 名、その他事業 名

漁業施設			主漁業		従漁業		漁業収入 計
漁船等	規模	船齢	漁業種類	漁業収入	漁業種類	漁業収入	
丸	トン	年		千円		千円	千円
計							

その他事業施設	
施設名	規模等

(1) 直近事業年度を含む3か年の漁業収支通算	千円
(2) 自己資本不足比率	

- (注) 1 (1)又は(2)のいずれかを記入する。
 2 (1)は表3の差引純利益(H)の通算である。
 3 (2)は添付資料の2の(1)の数値である。

表2 資産及び負債の状況（ 年 月 日現在）

単位：千円

資産の部		負債の部		うち債務整理必要額	
流動資産	現・預金	流動負債	支払手形		
	受取手形		買掛金		
固定資産	売掛金	固定負債	短期借入金		
	有価証券		未払金		
	棚卸資産	引当金	前受金		
	その他		その他		
	計		計		
固定資産	有形固定資産	固定負債	長期借入金		
	建物・構築物		長期未払金		
	機械及び装置	引当金	その他		
	船舶		計		
	漁網・船具	引当金	貸倒引当金		
	土地		修繕引当金		
	建設仮勘定	負債合計	退職給与引当金		
	その他		その他		
	無形固定資産		計		
	投資				
	計				
繰延勘定		資本	資本金・元入金		
			法定準備金		資本準備金
		本	利益準備金	計	
			剰余金	任意積立金	
	前期繰越益	当期利益			
	計	資本計(A)			
資産合計		負債・資本合計			

- (注) 1 借受資格者、整理対象債務のところでは算式を採用する者は添付資料の2の(1)を作成する。
- 2 債務整理必要額の合計は添付資料の1の債務整理必要額の合計と一致する。
- 3 科目については経営の実態に応じて変更してもよい。
- 4 個人の場合はこれに準ずる。

表3 収入及び支出の状況

単位：千円

科 目		年 度	年(実績)	年(実績)	年(実績)	年(計画)	
			(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)	
経 営 常 損 益	営 業 損 益	売 上 高	漁ろう売上高 (B) 計				
		売 上 原 価	漁ろう原価 (C) (うち減価償却費) (D) 計				
		売 上 総 利 益 一 般 管 理 販 売 費 (うち減価償却費) (E) 営 業 利 益					
		営 業 外 損 益	営 業 外 収 益 営 業 外 費 用 (うち支払利息)				
			税引前経常利益				
特 別 損 益		特 別 利 益 特 別 損 失					
		税 引 前 当 期 利 益 法 人 税 充 当 額 当 期 利 益 (F)					
漁 業 部 門		漁 業 収 入 (B) 漁 業 支 出 (G) 差 引 純 利 益 (H)					

- (注) 1 実績は直近事業年度を含む3か年を記入し、次期以降の計画は平年度ベースで記入してもよい。
2 個人の場合はこれに準ずる。

表4 欠損金補てん計画及び自己資本造成計画

単位：千円

科目	年度	年	年	年	年	年	年	年	年
		(実績)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
前期繰越損益(I)									
当期利益(F)									
配当・賞与等									
差引内部留保(J)									
次期繰越損益(I+J)									
自己資本(A)									

(注) 個人の場合はこれに準ずる。

表5 漁業経営の改善措置等

(1)
(2)
(3)
・
・
・

(注) 財源、漁業収支、事業体制について問題点、改善措置、期待できる効果等についてできるだけ具体的に記入する。

表6 資金調達及び償還計画

単位：千円

資金	債務整理必要額	漁業経営維持安定資金	その他
計画			

単位：千円

償還計画	資金用途	借入先 (相手方)	現在残高	利率	償還期間		年度別償還金							
					始期	終期	年	年	年	年	年	年		
	漁業経営維持安定資金													
	合計(K)													
償還財源	当期利益(F)													
	減価償却費(D+E)													
	その他													
	合計(L)													
	差引過不足(L-K)													
	累計過不足													

- (注) 1 償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金、その他固定負債についても記入する。
 2 償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
 3 差引不足の場合は、資金の調達方法を記入する。

添付資料

1 整理対象債務の明細（ 年 月 日現在）

単位：千円

科目	借入先 (相手方)	資金使途	当初借入日 (発生日)	償還期限 (支払期限)	利率	当初借入額 (発生額)	現在残高	うち債務整理必要額	
								支払期日	金額
								合計	
								自己資本不足額	

- (注) 1 整理対象債務ごとに支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、長期借入金等勘定科目別に記入し、小計する。
 2 整理対象債務のところで算式を採用する者は、自己資本不足額（添付資料2の(1)の数値）を記入する。
 3 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。

2 その他必要に応じて添付する資料

(1) 算式に関する資産及び負債の状況 (年 月 日現在)

単位：千円

資産の部		漁業	漁業関連事業	その他事業	計	負債の部		漁業	漁業関連事業	その他事業	計
固定資産	有形固定資産					固定負債	固定資産見合				
	建物・構築物						長期借入金				
	機械及び装置					計 (N)					
	船舶					長期引当金	特別修繕引当金				
	漁網・船具						退職給与引当金				
	土地					計 (O)					
	建設仮勘定					資本 (A)					
	その他										
	無形固定資産										
	外部出資										
	計 (M)										

$\text{自己資本不足比率} = \frac{M - (N + O + A)}{M} = \frac{- (+ +)}{=} =$ $\text{自己資本不足額} = M - (N + O + A) = - (+ +) = \text{千円}$
--

- (注) 1 資産、負債について漁業以外の事業を行っている者は全欄に記入する。
 2 資産、負債について固定負債欄は固定資産の取得又は拡充のためになした長期借入金で返済期限の到来していないものを記入する。
 3 減価償却不足額の計上等による修正を行ったときは、修正後の数値を記入し、その明細を添付する。
 4 資産、負債について個人の場合はこれに準ずる。
 5 自己資本不足比率は漁業以外の事業を行っている者も漁業欄の数値で計算する。
 6 自己資本不足額は漁業以外の事業を行っている者も漁業欄の数値で計算する。ただし、漁業関連事業の債務整理もあわせて行う必要のある者は漁業欄の数値と漁業関連事業欄の数値で計算する。

- (2) 漁船収支明細
 (3) 今後の設備計画 (処分、新規投資)
 (4) 決算修正明細
 (5) 決算書 (特定日現在のものも含む)
 (6) その他

別紙例示 1

〇〇県(都道府)漁業経営維持安定資金利子補給規程 (例)

(利子補給)

第1条 県(都道府)は〇〇県(都道府)漁業経営維持安定資金実施要領(以下「実施要領」という。)第〇条に規定する資金(以下「漁業経営維持安定資金」という。)を貸し付ける実施要領第〇条に規定する融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、この規定に定めるところにより、当該漁業経営維持安定資金に係る利子補給を交付する。

(利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の利子補給率は、次のとおりとする。

区 分	利 子 補 給 率
1 実施要領第〇条の中小漁業者に貸し付けられた資金	年0.8パーセント
2 実施要領第〇条の中小漁業者に貸し付けられた資金	年1.25パーセント

(ただし、県(都道府)が利子補給の上乗せを行う場合は、上乗せ後の補給率とする。)

(利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書により行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業経営維持安定資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た額とする。)に、それぞれ当該利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 県(都道府)は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第6条 県(都道府)は次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、融資機関に対する利子補給の全部又は一部について打ち切ることができるものとする。

(1) 実施要領第〇条の規定に基づき、知事が当該利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取消しを行ったとき

(2) 県(都道府)の利子補給に係る漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき

2 県(都道府)は融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給の全部若しくは一部について打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る漁業経営維持安定資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、年 月 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に利子補給について県（都道府）知事の承認の行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

別紙例示 2

利子補給契約書(例)

〇〇県(都道府) (以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、乙が貸し付ける〇〇県(都道府) 漁業経営維持安定資金実施要領(以下「実施要領」という。) 第〇条に規定する資金(以下「漁業経営維持安定資金」という。)につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る漁業経営維持安定資金につき、〇〇県(都道府) 漁業経営維持安定資金利子補給規程(以下「利子補給規程」という。)の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙の貸付けの償還期限等の変更(利子補給金の減少に係るものを除く。)に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することによって行うものとする。

第4条 乙は、貸付けを行ったとき、又は貸付けの償還期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告するものとする。

第5条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第6条 乙は、甲に対し1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間ごとに利子補給規程第4条の規定により算出した金額を利子補給金請求書により利子補給金を請求するものとする。

第7条 甲は、乙から前条の請求書の申請を受けたときは、その日から30日以内にこれを現金で支払うものとする。

第8条 乙は、その行った融資について経理を明らかにするものとする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況報告書を毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第6条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し提出するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならないものとする。

第11条 甲は、次のいずれかに該当すると認める場合には、乙に対する利子補給の全部又は一部について打ち切ることができる。

- (1) 実施要領第〇条の規定に基づき、甲がその利子補給に係る漁業経営再建計画の認定を取り消したとき
- (2) 甲の利子補給に係る漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき

2 甲は、乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給の全部若しくは一部について打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずる（請求する）ことができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る漁業経営維持安定資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により行うものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において、各1通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇県知事 氏名

〇〇〇〇〇〇〇 氏名

別紙例示 3

借入等の事務手続(例)

(1) 漁業協同組合から借り入れる場合

ア 漁業者が漁業協同組合から漁業経営維持安定資金を借りる場合には、漁業者は、再建計画書を漁業協同組合に提出する際、同時に借入申込書（別紙様式例第3号参照）正副部（系統上部機関の転貸を受ける場合は、正副部）を漁業協同組合に提出する。なお、債務保証を必要とする場合は、漁業信用基金協会あての債務保証委託書1通（借入申込書の写しを添付）を提出する。

イ 漁業協同組合は、再建計画書及び借入申込書の内容を審査し、必要に応じて信漁連、農林中金等の意見を聞き、再建計画書（意見書を添付）を都道府県知事に提出するとともに、同時に利子補給承認申請書（借入申込書（副）を添付）を都道府県に提出する。また、債務保証を必要とする場合は、債務保証委託書に意見を付した債務保証協議書1通を添付して漁業信用基金協会に送付する。

ウ 漁業協同組合は、自己資金で貸付けができない場合には、信漁連（又は農林中金）と協議し、信漁連（又は農林中金）転貸、信漁連（又は農林中金）直貸等の貸付方法を決定し、信漁連（又は農林中金）転貸による場合には、再建計画書を都道府県へ提出する際、同時に利子補給承認申請書（別紙様式例第4号参照）、借入申込書（副）を都道府県に提出する。また漁業信用基金協会の保証を必要とする場合は、債務保証委託（借入申込書の写しを添付）に意見を付した債務保証協議書を添付の上漁業信用基金協会へ提出する。

(2) 信漁連又は農林中金直貸の場合

ア 漁業者は再建計画書を漁業協同組合に提出する際、同時に借入申込書（別紙借入申込書例参照）正副部を原則として漁業協同組合を経由して融資機関に提出する。また債務保証を必要とする場合は、債務保証委託書1通（借入申込書の写しを添付）を併せて提出する。

イ 漁業協同組合は信漁連（又は農林中金）と協議し、借入申込書正副部に必要に応じて、漁業協同組合（又は信漁連）の承諾書を添付し、信漁連（又は農林中金）に送付する。また、再建計画書の内容を審査し、必要に応じて、信漁連（又は農林中金）と協議し、再建計画書（意見書を添付）を都道府県知事に提出する。

ウ 融資機関は、借入申込書の内容を審査し、必要に応じて、漁業協同組合等の意見を聞き、利子補給承認申請書（別紙利子補給承認申請書例参照）を作成し、これに借入申込書（副）を添付して都道府県に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は債務保証委託書に意見を付した債務保証協議書1通を添付して漁業信用基金協会に送付する。

(3) 一般金融機関から借り入れる場合

ア 漁業者は、再建計画書を漁業協同組合に提出する際、漁業協同組合と協議の上借入申込書（別紙借入申込書例参照）正副部を融資機関に提出する。また、債務保証を必要

とする場合は、債務保証委託書1通（借入申込書の写しを添付）を併せて融資機関に提出する。

イ 融資機関は（2）のウに準じた手続をとる。

ウ 漁業協同組合は、再建計画書の内容を審査し、必要に応じて融資機関と協議し、融資機関の貸付審査の進捗状況を勘案の上、再建計画書（意見書を添付）を都道府県知事に提出する。

(4) 都道府県等の事務

ア 都道府県は、再建計画の認定と利子補給の決定を同時に行うことが望ましい。したがって、漁業協同組合を経由して再建計画書の提出及び融資機関からの利子補給承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には、融資機関その他の関係機関で構成する審査委員会の意見を聞くこと等により、再建計画の認定及び利子補給の諾否の決定を行い、その旨を、漁業協同組合を通じ漁業者に通知するとともに、融資機関に通知する。また債務保証を付す融資については、漁業信用基金協会に通知する。

イ 融資機関は、これらの決定に基づき貸付決定を行い、借入申込者に通知するとともに、貸付を実行するときは、遅滞なく都道府県に報告する。

様式例第3号

受付年月日	
利子補給承認申請日	

漁業経営維持安定資金借入申込書（例）

年 月 日

（融資機関）御中

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

下記のとおり漁業経営維持安定資金を借り入れたいので申し込みます。

記

金 額	¥
使 途	債 務 整 理
据 置 期 限	年 月 日
最終償還期限	年 月 日
償 還 方 法	元本均等償還
保 証	
担 保	
借入希望時期	年 月 日
法令違反の状況	有・無
そ の 他	

（注）法令違反の状況は、過去1年以内に漁業関係法令違反に係る刑に処せられたこと又は行政処分を受けたことの有無について記入する。

添付資料

- 1 再建計画認定申請書の写し又はこれに準ずるもの
- 2 定款
- 3 事業報告書
- 4 試算表

様式例第4号

漁業経営維持安定資金利子補給承認申請書（例）

〇〇県（都道府）受理		
第	号	
年	月	日

年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

住所
申請者
代表者

下記の漁業経営維持安定資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。

貸付けの 相手方	貸 付 予定額 円	資金 使 途 債務 整理	貸 付 予定時期	貸付 利率 %	利 子 補給率 %	据置 期限	償還 期限	債 務 保 証 委 託		備 考
								有	無	

- (注) 1 債務保証委託は、〇〇県（都道府）漁業信用基金協会に対するもの。
2 漁業経営維持安定資金借入申込書の写を添付すること。

漁業経営再建計画認定申請書（漁家経営用）（例）

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
氏 名

〇〇県（都道府）漁業経営維持安定資金実施要領第〇条の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

記

表1 漁業経営の状況

漁業施設		主な漁業種類
漁 船 等	規 模	
丸	トン	

表2 資産及び負債の状況

（ 年 月 日現在）

資 産 計 (A)		負 債	うち債務整理必要額
うち現預金		長期借入金	
漁 船		……	
差引純財産 (A - B)		計 (B)	

- (注) 1 負債欄は、長期借入金、短期借入金、買掛金等勘定科目ごとに記入する。
2 債務整理必要額の合計は、添付資料の債務整理必要額の合計と一致する。

表3 収入及び支出の状況

年 度		年 (実績)	年 (計画)
科 目		(/ ~ /)	(/ ~ /)
漁業	漁業収入		
	漁業支出 (うち減価償却費(C))		
	差引利益(D)		
その他の収入支出	収入		
	支出 (うち減価償却費(E))		
	差引利益(F)		
所得 (G = D + F)			
家計費・税金 (H)			
経済余剰 (I = G - H)			

- (注) 1 漁業支出については、減価償却費以外は必要に応じて燃油費等を記入する。
 2 実績は直近事業年度のみ記入すること。

表4 漁業経営の改善措置等

(1)
(2)
(3)

(注) 債務者の被災状況並びに経営の改善措置及びその効果を記載すること。

表5 資金調達及び償還計画

資計画	債務整理必要額		漁業経営維持安定資金		その他												
償還計画	資金使途	借入先 (相手先)	現在残高	利率	償還期間		年度別償還金										
					始期	終期	年	年	年	年	年	年	年				
	漁業経営維持安定資金																
	合計 (J)																
償還財源	経済余剰 (I)																
	減価償却費 (C+E)																
	その他																
	合計 (K)																
差引過不足 (K-J)																	

- (注) 1 償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金及び長期未払金についても記入する。
- 2 償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
- 3 償還財源を漁業収入から天引する者は、それに応じた様式にしてもよい。

添付資料

整理対象債務の明細（ 年 月 日現在）

科 目	借 入 先 (相手方)	債務の原因	当初借入日 (発生日)	償還期限 (支払期限)	利 率	当初借入額 (発生額)	現在残高	うち債務整理必要額	
								支 払 期 日	金 額
合 計									

(注) 1 整理対象債務について、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、長期借入金等勘定科目別に記入する。

2 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。ただし、債権者がこの申請書を審査する場合は、省略して差し支えない。

様式例第6号

漁業経営再建計画認定申請書（企業経営用）（例）

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

〇〇県（都道府）漁業経営維持安定資金実施要領第〇条の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

（注）本様式は漁家経営以外の中小漁業者が用いる様式である。

記

表1 漁業経営の状況

営業種目	
従業者数（通常）	漁業 名、その他事業 名

漁業施設			主 漁 業		従 漁 業		漁業収入 計
漁船等	規 模	船 齢	漁業種類	漁業収入	漁業種類	漁業収入	
丸	トン	年		千円		千円	千円
計							

表2 資産及び負債の状況（ 年 月 日現在）

単位：千円

資産の部		負債の部		うち債務整理必要額	
流動資産	現金		支払手形		
	受取手形		買掛金		
流動資産	売掛金		短期借入金		
	有価証券		未払金		
流動資産	棚卸資産		前受金		
	その他		その他		
計			計		
固定資産	有形固定資産		固定負債		
	建物・構築物		長期借入金		
固定資産	機械及び装置		長期未払金		
	船舶		その他		
固定資産	漁網・船具		計		
	土地		貸倒引当金		
固定資産	建設仮勘定		引当金		
	その他		修繕引当金		
固定資産	無形固定資産		退職給与引当金		
	投資資産		その他		
計			計		
			負債合計		
繰延勘定			資本金・元入金		
			法定準備金		資本準備金
					利益準備金
			剰余金		任意積立金
	前期繰越益				
	当期利益				
	計				
			資本計(A)		
資産合計			負債・資本合計		

- (注) 1 科目については経営の実態に応じて変更してよい。
 2 債務整理必要額の合計は添付資料の債務整理必要額の合計と一致する。

表3 収入及び支出の状況

科目		年度		年（実績）	年（計画）
				（／～／）	（／～／）
経 常 損 益	営 業 高	売 上 高	漁 ろ う 売 上 高(B) …… 計	千円	千円
	損 原 価	売 上 原 価	漁 ろ う 原 価(C) (うち減価償却費)(D) 計		
	益		売 上 総 利 益 一 般 管 理 販 売 費 (うち減価償却費)(E) 営 業 利 益		
	益	営 業 外 損 益	営 業 外 収 益 営 業 外 費 用 (うち支払利息)		
			税引前経常利益		
特 別 損 益		特 別 利 益 特 別 損 失			
		税引前当期利益 法人税充当額 当期利益(F)			
漁 業 部 門		漁 業 収 入(B) 漁 業 支 出(G) 差 引 純 利 益(H)			

(注) 実績は直近事業年度のみ記入すること。

表4 漁業経営の改善措置等

(1)
(2)
(3)

(注) 債務者の被災状況並びに経営の改善措置及びその効果を記載すること。

表5 資金調達及び償還計画

単位：千円

資計	債務整理必要額	漁業経営維持安定資金	その他
金画			

単位：千円

償還計画	資金用途	借入先 (相手方)	現在残高	利率	償還期間		年度別償還金							
					始期	終期	年	年	年	年	年	年		
	漁業経営維持安定資金													
	合計(K)													
償還財源	当期利益(F)													
	減価償却費(D+E)													
	その他													
	合計(L)													
	差引過不足(L-K)													
	累計過不足													

- (注) 1 償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金その他固定負債についても記入する。
 2 償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
 3 差引不足の場合は、資金の調達方法を記入する。

添付資料

整理対象債務の明細（ 年 月 日現在）

単位：千円

科 目	借 入 先 (相手方)	資金使途	当初借入日 (発生日)	償還期限 (支払期限)	利 率	当初借入額 (発生額)	現在残高	うち債務整理必要額	
								支 払 期 日	金 額
								合 計	

- (注) 1 整理対象債務について、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、長期借入金等勘定科目別に記入する。
 2 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。ただし、債権者がこの申請書を審査する場合は、省略して差し支えない。